

Rotary



ロータリー財団ハンドブック



国際ロータリー第2720地区

■ 12.ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件

2013年7月1日以降の補助金に適用

ロータリー財団は、いつでも、この授与と受諾の条件を変更、修正することができる。変更された文書は、RIウェブサイト (<http://www.rotary.org/ja/grants>) に掲載されるほか、ロータリー財団の補助金担当職員から取り寄せることができる。パッケージ・グラントの授与と受諾の条件はウェブサイトに掲載されている。

I. 補助金の種類

ロータリー財団は、地区補助金とグローバル補助金を授与する。地区補助金は、財団の使命と一致する奨学金、プロジェクト、旅行に充てるために地区に一括で支給される。グローバル補助金は、重点分野の範囲内にある奨学金、プロジェクト、職業研修チーム(VTT)、また場合によって旅行のために授与されるものであり、これらは実施地の地域社会が主導し、その成果が持続可能、測定可能なものでなければならない。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第7.030節に基づき、「補助金参加者の利害の対立に関する方針 (the Conflict of Interest Policy for Grant Participants)」を順守すること。
8. ロータリー財団章典の第1.060.9項に基づき、ロータリーの標章の使用に関する方針を順守すること。

地区補助金

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
2. 補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費(銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など)に充てることができる。

グローバル補助金

1. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。
2. 持続可能である。ロータリー・クラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいけなければならない。
3. 測定可能である。提唱者は、「グローバル補助金:モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。また、財団に提出する報告書の中に独自の評価基準を追加することもできる。プロジェクトの成果の測定にかかる費用の上限は10%とする。

4. 実施地側の地域社会が主導する。実施地側が自ら特定した地元のニーズに基づいて、補助金を立案する。
5. プロジェクト予算の10%までを、プロジェクト・マネージャー費に充てることができる。
6. 人道的、教育的プロジェクトを支援する。
7. 1~4学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究のための奨学金を提供する。
8. 職業研修を提供したり、受けたりすることによって人道的ニーズに取り組む職業研修チームを支援する。
9. 人道的プロジェクトの一環として、最高2名までの旅費を賄う。これらの人々は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人々が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。
10. ロータリーが存在する国や地域にある地域社会を支援する。
11. 補助金プロジェクトが実施される国や地域の少なくとも1つのロータリー・クラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国や実施地域以外のロータリー・クラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により提唱される。

III. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ロータークト、インタークトを支援したり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、第Xセクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
3. 土地や建物の購入。
4. 人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物（学校、住宅・低廉仮設宿泊所、病院）、コンテナ、移動住宅などの新たな建設。もしくは製造や加工の活動を営むための建造物の新たな建設、または増築。
5. 募金活動。
6. 地区大会、年次国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関する経費。
7. 人道的活動または教育的活動に直接関連していない広報。
8. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
9. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。
10. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
11. 人道的プロジェクトに関与する協力団体の職員の旅費。
12. 個人の旅行経費のみを含むグローバル補助金の人道的プロジェクト。
13. 既に進行中または完了した活動と経費。
14. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
15. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
16. 全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。
17. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
18. 18歳未満の青少年の海外渡航費（親または保護者同伴の場合を除く）。
19. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。
20. 主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクトのためのグローバル補助金

IV. 申請方法

補助金はwww.rotary/ja/grantsからオンラインで申請できる。

ロータリー財団の補助金を受領するには、関係するすべての代表提唱地区はロータリー財団によって資格が認められなければならず、グローバル補助金の場合には、関係するすべての代表提唱クラブは地区によって資格が認められなければならない。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていなければならない。RI財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の役員と有給職員は、補助金委員会の委員を務めることができない。各代表提唱地区、または各代表提唱クラブが一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までに限られる。

地区補助金の場合、地区は、ロータリーアンダードにつき1回申請を提出することができ、申請には使用計画を含めなければならない。補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない。地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、地区補助金の20%までを取ておくことができる。その場合、使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載するものとする。地区補助金の申請はすべて、補助金実施年度の5月15日よりも前に受理されなければならない（例えば、2013-14年度地区補助金の申請書は、2014年5月15日までに受理されなければならない）。

グローバル補助金の場合、奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出しなければならない。申請書は、ロータリーアンダードを通じて随時受理されるが、旅行経費が含まれる申請の場合は、旅行日の90日前までに提出すべきである。

留意点

- 1.申請書の提出から6ヶ月以内に、申請に必要な情報がすべて提出されず、承認されなかった場合、申請書は撤回される。
- 2.申請書の承認後6ヶ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。
- 3.支払い後12ヶ月以内に補助金プロジェクトが実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

地区補助金

地区は、3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この3名には、実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員長が含まれる。

グローバル補助金

実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この補助金委員会の委員は、代表提唱クラブの会員（クラブ提唱の場合）または代表提唱地区の会員（地区提唱の場合）とする。クラブが提唱する補助金の申請の場合、代表提唱クラブが資格要件を満たしていることを地区ロータリー財団委員長が確認しなければならない。

奨学生の申請は、以下を満たしていかなければならない。

- 1.補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出すること。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。

職業研修チームの申請は、以下を満たしていかなければならない。

- 1.重点分野において少なくとも2年の職務経験を有する、最低2名のメンバー、およびロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくらかの専門知識を備えたロータリアンのチームリーダー1名から成るチームを申請すること。ロータリアン

ではない人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。

- 2.1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、互いの旅行開始が1年以内に収まつていなければならない。
- 3.すべてのチームメンバーは、旅行の前にロータリー財団から承認を得ていなければならない。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得なければならぬ。

V. 旅行方針

ロータリー財団補助金を利用する旅行の航空券はすべて、既存の旅行方針に従い、国際ロータリー・トラベル・サービス(RITS)を通じて予約しなければならない。

ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の旅行関連費用を賄う。

- 1.エコノミークラスの航空券
- 2.空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
- 3.予防接種とビザの費用、入国税・出国税
- 4.通常の妥当な荷物預け料金

ロータリー財団の補助金は、旅行に関連する以下の経費を賄わない。

- 1.事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連費用
- 2.任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
- 3.荷物の超過料金、運送料、補完保険料(該当する場合)

補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する責任がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提供しなければならない。

補助金の受領者は、以下の責任を有する。

- 1.RITSを通じて旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。
- 2.承認された旅費を超える費用を自己負担する(ただし、超過分について財団から承認を得た場合を除く)
- 3.海外旅行のためのすべての健康条件を満たす。
- 4.個人的な旅行をする場合は、その手配をし、旅費を自己負担する。個人的な旅行は、補助金活動の終わりに最高4週間まで行うことができる。補助金受領者は、このような旅行の後、自国に帰るものと期待されている。
- 5.RIによる国別の旅行制限を順守する。

旅行のために補助金を受領し、RITS／BCDトラベルを通じて旅行の手配をするすべての人々は、自動的に、国際ロータリーが定めた旅行保険の要件を満たす保険による補償の対象となる。補助金を提唱するクラブまたは地区は、補助金を受領するすべての旅行者が、適用される保険の補償内容を認識していることを確認すべきである。補助金による旅行者のための保険に関するウェブページを参照することが強く奨励されている。補助金受領者の留学教育機関、職業研修の実施地、ホスト機関、その他が追加の保険への加入を義務づけている場合、その保険への加入は旅行者本人の責任となる。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低500,000米ドルの職業賠償責任保険(別称、過失脱漏保険またはE&O保険)に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。

送り先となるプロジェクトが特定できない寄付は、90日間保管される。このような寄付を行った寄付者には、この寄付をほかのプロジェクトまたは基金に送金すべきかどうかをロータリー財団に通知するよう求められる。寄付者が、財団の推奨した行為を受領後90日以内または補助金

の取り消し後90日以内に行わなかった場合、ロータリー財団は、この寄付を年次基金(シェア)に送金する。国際ロータリーは、極めて危険な国を挙げた旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面での懸念から、ロータリー財団の資金による旅行者は、これらの国に旅行することが許可されない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。万一、財団資金の受領者が、指示通りに当該国への旅行を延期しなかった場合、または当該国から避難しなかった場合、ロータリー財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金はロータリー財団に返還する必要がある。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が期待されている。

1. ロータリーに関する知識を有することを実証する。
2. 出発前にオリエンテーションに参加する。
3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する。
4. 活動実施国(または留学国)の言語に堪能である。

さらに、

1. 職業研修チームメンバーの親戚は、資格要件を満たしていれば、同じチームに参加することができる。
2. 職業研修チームが研修を提供する場合(研修を受ける側ではない場合)、ロータリアンとその家族も参加することができる。

VI. 補助金の資金源

地区補助金

地区補助金は、地区財団活動資金(DDF)からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区的シェア配分(地区の3年前の年次基金への寄付および恒久基金(シェア)収益を合わせた額の50%)の50%までを使って、年に1口の補助金を申請できる。

グローバル補助金

グローバル補助金は、国際財団活動資金(WF)によって財団から支給されるもので、支給幅は15,000～200,000米ドルである。財団は、現金拠出に対しては50パーセント(半額)、DDFの寄贈に対しては100パーセント(同額)を上乗せして支給する。グローバル補助金の最低予算は30,000米ドルとする。

財団は、補助金に対するロータリアン以外からの寄付にも同様に上乗せする。ただし、この寄付がプロジェクトの協力団体もしくは受益者から寄せられたものである場合を除く。

人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額のうち少なくとも30パーセントが、プロジェクト実施国・実施地区以外から寄せられたものでなければならない。

補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。ポール・ハリス・フェロー認証のクレジットは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみに与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、当該補助金に使用できない場合がある。グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。

VII. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意

し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出しなければならない。同じ協力団体が関与するプロジェクトのためのグローバル補助金は、1ロータリーアンダードにつき最高5口までしか承認されない。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

地区補助金

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト費用のみに使用されなければならない。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。

グローバル補助金

補助金提唱者は、申請時に、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書(MOU)」を提出する必要がある。「覚書」には、以下の項目を含めるべきである。

1. ロータリー・クラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律の範囲内で活動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

VIII. 支払い

地区補助金

補助金資金は、申請時に地区が指定した地区的銀行口座のみに支払われる(米国では、地区財団の銀行口座も可)。地区補助金の資金は、前ロータリーアンダードの地区補助金が終了するまでは支払われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月15日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

提唱者拠出金の全額がロータリー財団に送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、補助金資金は支給されない。補助金資金は、申請書に記入された口座に支払われる。この口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員でなければならない。提唱者が補助金の支払いを受けたからプロジェクトが取り消しとなった場合、補助金の残金すべてをロータリー財団に返還しなければならない。返還された資金はWFに加算される。

以下は、現金拠出によって資金を調達したグローバル補助金に適用される。

1. 補助金に関するすべての資金のやりとりは、その時点のRI為替レートを使用して記録する(RI為替レートは毎月更新される)。また、補助金に関するすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
2. 補助金は、支払い時点におけるRI為替レートで支払われる。
3. 提唱者は、補助金承認時の為替レートの10%を超える為替変動から守られる。反対に、ロータリー財団は、補助金承認時の為替レートの10%を超える為替差益をプロジェクトの提唱者に分配しない。

寄付元が特定できない場合、受領後90日後または補助金の取り消し後90日後に、ロータリー財団はこの寄付を年次基金(国際財団活動資金)に送金する。ロータリー財団の過失、または手続きの遅延が原因である場合は、ロータリー財団職員の判断に応じ、この規則は適用されない。含めるべきである。さらに、財団は、報告書の補足書類として領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。